

発議第3号

松阪市議会議員定数に係る専門的知見の活用について

松阪市議会基本条例（平成24年松阪市条例第30号）第16条第2項の規定に基づく調査機関の設置及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用を下記のとおり行うことについて、議会の議決を求める。

平成28年3月24日 提出

松阪市議会議員	田 中	力
	植 松	泰 之
	楠 谷	さゆり
	沖	和 哉
	松 岡	恒 雄
	野 呂	一 男
	海 住	恒 幸
	松 田	俊 助
	久 松	倫 生
	水 谷	晴 夫

記

- 1 調査事項 松阪市議会議員定数について
- 2 調査期間 平成28年4月から市議会に調査報告をする日まで
- 3 調査を依 (1) 松阪市議会議員定数のあり方調査会を設置する。
依する者 (2) 調査会は、学識経験を有する者4人以内で組織する。
駒林 良則（立命館大学法学部教授）
高沖 秀宣（三重県地方自治研究センター上席研究員兼事務局長）
辻 陽（近畿大学法学部准教授）
松井真理子（四日市大学総合政策学部教授）
- 4 調査報告 調査終了後、速やかに調査報告書の提出を受ける。
の方法